

不納欠損引当金の計上方法の誤り

対象受検機関：警察本部交通部駐車管理課、警務部給与課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																
<p>1 不納欠損引当金について 債権管理において、債権は、一般債権、貸倒等懸念債権及び破産・更生債権に区分し、当該分類ごとに定められた算定方法に従い、不納欠損引当金額を算定することとなっている。 「評価性引当金取扱要領」に、債権の分類が定義され、貸倒等懸念債権について例示されている。貸倒等懸念債権に区分するか否かは、債権管理者の運用に委ねられている。</p> <p>【大阪府評価性引当金取扱要領】(抜粋) 第5条 要引当額は、債務者の財政状態又は経営状況等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。</p> <table border="1" data-bbox="305 663 2329 972"> <thead> <tr> <th>債権の分類</th> <th>分類の定義</th> <th>要引当金額の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>財政状態又は経営状況に重大な問題が生じていない債務者に対する債権</td> <td>過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。</td> </tr> <tr> <td>貸倒等懸念債権</td> <td>破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態又は経営成績を考慮して算定する。</td> </tr> <tr> <td>破産・更生債権</td> <td>破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 貸倒等懸念債権に該当する債権は、当該債務者が債務の弁済の免除を申し出ている場合、又は債務の弁済が概ね1年以上延滞している場合など、債務を条件どおりに弁済できない可能性が高いと判断されるものをいう。（中略）</p> <p>4 貸倒等懸念債権の要引当金額について、見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は、債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする。</p> <p>2 一般債権に係る対応状況について 下記、一般債権と分類されているものについては、いずれも最初の納入通知書を発行してから、一度も納入されたことがなく、その後の督促状や再三の電話による催促にも応じていない。 (1)の3件については、財産調査の結果も預金残高がほとんどなく、(2)についても、督促状を受領しないなど、回収が困難と思われる債権である。</p> <table border="1" data-bbox="234 1346 1469 1587"> <thead> <tr> <th>債権分類</th> <th>種別</th> <th>督促状、送達日</th> <th>金額</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般債権</td> <td rowspan="3">(1)違法駐車車両排除費弁償金</td> <td>平成14年11月5日</td> <td>12,948円</td> <td rowspan="3">3</td> </tr> <tr> <td>平成19年7月6日</td> <td>42,996円</td> </tr> <tr> <td>平成19年11月13日</td> <td>12,236円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>68,180円</td> </tr> <tr> <td>(2)人件費過年度過払返納金</td> <td>平成25年5月15日</td> <td>180,973円</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法	一般債権	財政状態又は経営状況に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。	貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態又は経営成績を考慮して算定する。	破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。	債権分類	種別	督促状、送達日	金額	件数	一般債権	(1)違法駐車車両排除費弁償金	平成14年11月5日	12,948円	3	平成19年7月6日	42,996円	平成19年11月13日	12,236円	(合計)	68,180円	(2)人件費過年度過払返納金	平成25年5月15日	180,973円	1	<p>本債権については、1年以上延滞しているが、貸倒等懸念債権に区分されておらず、必要な不納欠損引当金が計上されていない。</p>	<p>評価性引当金取扱要領第5条第2項に示された貸倒等懸念債権に区分し、必要な不納欠損引当金を計上することを検討されたい。</p>
債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法																																
一般債権	財政状態又は経営状況に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。																																
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態又は経営成績を考慮して算定する。																																
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。																																
債権分類	種別	督促状、送達日	金額	件数																														
一般債権	(1)違法駐車車両排除費弁償金	平成14年11月5日	12,948円	3																														
		平成19年7月6日	42,996円																															
		平成19年11月13日	12,236円																															
	(合計)	68,180円																																
(2)人件費過年度過払返納金	平成25年5月15日	180,973円	1																															
措置の内容																																		
<p>次回計上分より、1年以上延滞している債権は、貸倒等懸念債権に区分する。</p>																																		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月2日から同年7月15日まで）